

○豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例

制定 平成18年11月27日 条例第11号

改正 平成20年3月6日 条例第1号

平成28年7月22日 条例第4号

令和5年2月10日 条例第1号

(設置)

第1条 豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例（平成18年組合条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第18条，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び豊中市伊丹市クリーンランド議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年組合条例第3号）第45条第1項の規定による諮問に応じて審査させるため，管理者の附属機関として，豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は，委員5人をもって組織する。

2 委員は，情報公開及び個人情報の保護に関し，学識経験を有する者のうちから，管理者が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，審査会を代表し，会務を総理する。

3 会長に事故があるときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は，必要があると認めるときは，実施機関等（情報公開条例第2条第1号及び豊中市伊丹市クリーンランド個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年組合条例第1号）第3条第1項に規定する実施機関並びに議会をいう。以下同じ。）に対し，審査請求に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては，何人も，審査会に対し，その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は，必要があると認めるときは，実施機関等に対し，審査請求に係る

行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関等は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 第1項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、会長は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第8条 審査会は、第5条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 第2項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 5 前項の費用の額は、組合規則で定める。
- 6 審査会は、第2項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(他の法令との調整)

第12条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手續については、第5条第4項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項から第6項まで並びに第10条の規定にかかわらず、法及び行政不服審査法の規定による。

- 2 前項の場合において、第8条第1項中「若しくは第4項又は前条の規定による意見書」とあるのは「又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期については、第3条の規定にかかわらず、平成19年9月30日までとする。
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成20年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年7月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例

附 則（令和 5 年 2 月 10 日条例第 4 号）

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。